

別表1 耐用年数

鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
32年	26年	23年	15年

別表2 優先地区

区名	町丁名
福島区	海老江2丁目～8丁目、大開1丁目～2丁目
城東区	今福西1丁目～2丁目、今福南1丁目～2丁目、蒲生3丁目～4丁目、鳴野東3丁目、新喜多2丁目（JR城東貨物線以東）、天王田、中浜1丁目～3丁目
東成区	大今里西1丁目～3丁目、玉津1丁目～3丁目、中道2丁目、中道4丁目、中本1丁目～5丁目、東小橋3丁目（岩崎橋今里線（千日前通）以南）
生野区	生野西1丁目～4丁目、生野東1丁目～4丁目、勝山北1丁目～5丁目、勝山南1丁目～2丁目、勝山南3丁目～4丁目、舍利寺1丁目～3丁目、中川西1丁目～3丁目、林寺1丁目、林寺2丁目（生野線以北）、林寺3丁目、林寺5丁目、鶴橋1丁目～5丁目、桃谷1丁目～5丁目
東住吉区	北田辺1丁目、北田辺3丁目
阿倍野区	旭町1丁目（尼崎平野線以南、金塚南北線以西）、阿倍野筋4丁目～5丁目、阿倍野元町（木津川平野線（松虫通）以北）、王子町1丁目～4丁目、共立通1丁目～2丁目、三明町1丁目～2丁目、昭和町1丁目、天王寺町北1丁目（天王寺吾彦線以東）、天王寺町北2丁目～3丁目、天王寺町南1丁目～3丁目、播磨町1丁目（柴谷平野線（南港通）以北）、阪南町1丁目～4丁目、阪南町5丁目（柴谷平野線（南港通）以北）、美章園1丁目～3丁目、文の里1丁目～3丁目、文の里4丁目（木津川平野線（松虫通）以北）、松虫通1丁目（木津川平野線（松虫通）以北）、松虫通2丁目、松虫通3丁目（木津川平野線（松虫通）以北）、丸山通1丁目～2丁目、桃ヶ池町1丁目（木津川平野線（松虫通）以北）
西成区	旭1丁目～3丁目、岸里1丁目、北津守3丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、北津守4丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、山王1丁目（尼崎平野線以南）、山王2丁目～3丁目、潮路1丁目～2丁目、聖天下1丁目～2丁目、千本北1丁目～2丁目、太子1丁目（尼崎平野線以南、堺筋線以東）、太子2丁目（堺筋線以東）、橋1丁目～3丁目、津守1丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、津守2丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、津守3丁目（尼崎堺線（新なにわ筋）以東）、鶴見橋1丁目～3丁目、出城3丁目、天下茶屋1丁目～3丁目、天下茶屋北1丁目（堺筋線以東）、天下茶屋東1丁目～2丁目、長橋1丁目～3丁目、中開3丁目、梅南1丁目～3丁目、花園南1丁目～2丁目、松1丁目～3丁目、南津守1丁目、南開2丁目
天王寺区	勝山4丁目（勝山通線（勝山通）以北）、上之宮町、上本町7丁目（東野田河堀口線（上町筋）以東）、上本町8丁目（東野田河堀口線（上町筋）以東）、上本町9丁目（東野田河堀口線（上町筋）以東）、烏ヶ辻1丁目～2丁目、北山町、小宮町、細工谷1丁目（生玉片江線以南）、細工谷2丁目、下味原町、真法院町、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目（生玉片江線以南）、東上町、松ヶ鼻町

別表3 補助対象上限単価及び補助率

区分	補助の内容	補助対象面積等※1	補助率																									
	補助対象上限単価																											
除却費等	老朽建築物の除却及び除却後の整地に要する費用	固定資産税評価証明書に記載された面積とする。	2/3																									
	<table border="0"> <tr> <td>木造</td> <td>10,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>12,700円/㎡</td> </tr> </table>			木造	10,600円/㎡	非木造	12,700円/㎡																					
木造	10,600円/㎡																											
非木造	12,700円/㎡																											
建築設計費及び耐火構造費	壁面後退する新たな建築物の建築に必要な建築設計費用及び耐火構造に要する費用	延床面積※1																										
	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">建築工事費</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>42,100円/㎡</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>39,300円/㎡</td> </tr> <tr> <td>10,000万円以下</td> <td>36,800円/㎡</td> </tr> <tr> <td>20,000万円以下</td> <td>34,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>50,000万円以下</td> <td>32,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>100,000万円以下</td> <td>30,500円/㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、建築設計費用の補助金を申請しない場合は、次の単価を減算する。</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>10,500円/㎡</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>9,600円/㎡</td> </tr> <tr> <td>10,000万円以下</td> <td>8,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td>20,000万円以下</td> <td>7,200円/㎡</td> </tr> <tr> <td>50,000万円以下</td> <td>6,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>100,000万円以下</td> <td>5,200円/㎡</td> </tr> </table>			建築工事費		2,000万円以下	42,100円/㎡	5,000万円以下	39,300円/㎡	10,000万円以下	36,800円/㎡	20,000万円以下	34,400円/㎡	50,000万円以下	32,000円/㎡	100,000万円以下	30,500円/㎡	ただし、建築設計費用の補助金を申請しない場合は、次の単価を減算する。		2,000万円以下	10,500円/㎡	5,000万円以下	9,600円/㎡	10,000万円以下	8,400円/㎡	20,000万円以下	7,200円/㎡	50,000万円以下
建築工事費																												
2,000万円以下	42,100円/㎡																											
5,000万円以下	39,300円/㎡																											
10,000万円以下	36,800円/㎡																											
20,000万円以下	34,400円/㎡																											
50,000万円以下	32,000円/㎡																											
100,000万円以下	30,500円/㎡																											
ただし、建築設計費用の補助金を申請しない場合は、次の単価を減算する。																												
2,000万円以下	10,500円/㎡																											
5,000万円以下	9,600円/㎡																											
10,000万円以下	8,400円/㎡																											
20,000万円以下	7,200円/㎡																											
50,000万円以下	6,000円/㎡																											
100,000万円以下	5,200円/㎡																											
セットバック整備費※3	セットバックの整備に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離3mまでその整備に要する費用も含む。	整備面積等※2	1/2																									
	<table border="0"> <tr> <td>道路等舗装</td> <td>13,700円/㎡</td> </tr> <tr> <td>道路境界石</td> <td>6,500円/m</td> </tr> <tr> <td>U型側溝</td> <td>8,400円/m</td> </tr> <tr> <td>L型側溝</td> <td>12,700円/m</td> </tr> <tr> <td>現場打ち側溝</td> <td>700円/m</td> </tr> <tr> <td>側溝蓋</td> <td>5,100円/m</td> </tr> <tr> <td>集水桝</td> <td>56,700円/箇所</td> </tr> </table>			道路等舗装	13,700円/㎡	道路境界石	6,500円/m	U型側溝	8,400円/m	L型側溝	12,700円/m	現場打ち側溝	700円/m	側溝蓋	5,100円/m	集水桝	56,700円/箇所											
道路等舗装	13,700円/㎡																											
道路境界石	6,500円/m																											
U型側溝	8,400円/m																											
L型側溝	12,700円/m																											
現場打ち側溝	700円/m																											
側溝蓋	5,100円/m																											
集水桝	56,700円/箇所																											
支障物撤去費	支障物の撤去に要する費用。ただし、既存道路部分と一体的に整備する場合は、最大、道路中心線から水平距離3mまでその整備に要する費用も含む。																											
	支障物の撤去 ※4による合計額																											

※1 建築確認申請に記載する延べ面積（小数第2位まで）

※2 セットバック整備にかかる面積又は長さ等の数量とする。

※3 既にセットバック済みの場合は補助対象外とする。

※4 支障物の撤去（下に定める補助上限単価に対象となる数量を乗じた額）

補助項目		単位	補助上限単価
塀等	木製	見付㎡	4,600円
	金属製	見付㎡	2,400円
	ブロック製等	見付㎡	9,100円
	コンクリート製	見付㎡	9,200円
門扉	木製	見付㎡	1,700円
	金属製	見付㎡	5,600円
樹木	低木	本	400円
	中木	本	2,500円
	高木	本	6,700円
段差のある工作物	コンクリート製等	㎡	18,100円
車止め等		箇所	3,700円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木の低木は高さ1m未満、中木は高さ1m以上3m未満とし、高木は高さ3m以上とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する建築物で道路部分との高さが3cm以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。

別表4 補助限度額

敷地	現況道路幅員	
	5m未満	5m以上
一般敷地	150万円	100万円
狭小敷地等	200万円	150万円

別表5 補正係数

間 口	10m未満	10m以上 15m未満	15m以上
補正係数	1. 0	1. 5	2. 0

別表6 提出書類一覧表

様式	備考
防災コミュニティ道路認定申請書（様式1）	
その他申請に必要と認める書類	
防災コミュニティ道路認定通知書（様式2）	
防災コミュニティ道路不認定通知書（様式3）	
事業計画承認申請書（様式4）	
事業計画書	様式4-2
委任状（代理人）	* 申請手続き等を代理人に委任する場合
補助金申請者一覧	* 補助金申請者が複数の場合、代表申請者を除く全員の委任状が必要
委任状（代表申請者）	
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）	* 補助金申請者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 * 市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書が必要 * 申請者が所有している大阪市内の全ての土地・建物について必要
計画敷地の権利者一覧	様式4-5
道路の中心線又は現況幅員に関する書類	* 大阪市が管理する道路（附則5項道路等）の場合、道路区域明示図 * 建基法第42条第2項に規定する道路の場合、道路中心線の位置が分かる写真
不動産登記法第14条第1項地図	
計画敷地の権利者を証する書類（登記事項証明書（土地）等）	
承諾書（土地の使用について）	様式4-6 * 補助金申請者以外に土地所有者がいる場合、補助金申請者を除く土地所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 * 必要事項が記入されている場合、様式によらなくても可

除却建物一覧		様式 4-7	* 除却整備又は建替整備の場合 * 除却する建物全てを棟ごとに記入する
固定資産（家屋）評価証明書			* 除却整備又は建替整備の場合 * 棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること * 登記簿上の所在と異なる場合、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）			* 除却整備又は建替整備の場合 * 申請にかかる除却建物全て
付近見取図			
現況写真			* （1棟あたり）2方向程度
承諾書（建物の除却について）		様式 4-8	* 除却整備又は建替整備の場合 * 補助金申請者以外に建物所有者がいる場合、補助金申請者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要 * 必要事項が記入されている場合は様式によらなくても可
賃貸住宅の場合	居住者（契約者）一覧表	様式 4-9	
	立ち退き合意書	様式 4-10	* 除却整備又は建替整備の場合
	希望調査票	様式 4-11	
誓約書		様式 4-12	
計画概要図面（計画概要、配置図、求積図、各階平面図、立面図等）			* 建替整備又は新築整備の場合 * 計画建築物が準耐火建築物（耐火建築物）であることを記載
既存建物の検査済証及び既存建物の図面（既存建物が準耐火建築物又は耐火建築物であることを証明できる書類）			* セットバック整備の場合
セットバック整備計画図及び断面図			* 大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助制度補助金交付要領で規定する基準を満たすこと
その他申請に必要なと認める書類			
事業計画承認通知書（様式 5）			
事業計画不承認通知書（様式 6）			
補助金交付申請書（様式 7）		* 承認申請と同時に申請することができる	

交付申請額内訳書	様式7-2	
交付決定に必要な書類等(図面及び補助対象部分分かるもの等)		*計画概要、配置図、求積図、各階平面図、立面図等
建築確認申請書の第一面から第四面の写し		*耐火構造費を申請する場合 *建基法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物の場合、その旨が確認できる記載があること
見積書		*写し可
収支予算書・収支報告書	様式7-3	
事業計画承認通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し その他申請に必要と認める書類		(※1)
補助金交付決定通知書(様式8)		
補助金不交付決定通知書(様式9)		
補助金交付申請取下書(様式10)		
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付申請取下承認通知書(様式11)		
補助事業着手届(様式12)		
設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建築工事請負契約書の写し及び内訳明細書(除却整地費、セットバック整備費、支障物撤去費、設計費、建築工事費の工事明細書を含む)の写し		
事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し その他届出に必要と認める書類		(※1)
建築工事着手届(様式13)		
確認済証の写し及び建築確認申請書の第一面から第四面の写し		*建替整備又は新築整備の場合 *建基法第62条第1項の政令で定める技術的基準に適合する建築物の場合、その旨が確認できる記載があること

	その他届出に必要と認める書類		
事業計画変更等承認申請書（様式 14）			
	事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し		(※1)
	変更内容を説明する資料		
	その他申請に必要と認める書類		
事業計画変更等承認通知書（様式 15）			
不承認通知書（様式 16）			
補助金交付変更承認申請書（様式 17）			
	交付申請額内訳書	様式 7 - 2	
	事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し		(※1)
	交付変更承認に必要な書類等（図面、 補助対象部分が見えるもの及び見積 書等）		
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書（様式 18）			
事業計画承認及び交付決定取消通知書（様式 19）			
完了報告（様式 20）			
完了報告・完了検査依頼書（様式 21）			
	竣工図面		
	事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し		(※1)
	検査済証の写し		* 建替整備又は新築整備の場合
	完成写真		

建築工事費等の支払いを証明する書類（領収書等） 又は 領収書等遅延理由書・領収書等遅延にかかる契約書の写し・請求書の写し	様式 20-2	*遅延理由書を提出した場合、補助金請求の際に領収書等の写しを添付すること
収支予算書・収支報告書	様式 7-3	
その他完了報告に必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書（様式 22）		
検査結果通知書（様式 23）		
請求書		
補助金の額の確定通知書の写し		
その他請求に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式 24）		
補助金交付決定取消兼返還命令書（様式 25）		
全体設計承認申請書（様式 26）		
全体設計承認申請額内訳書	様式 26-2	
事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し		(※1)
全体設計承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分分かるもの等）		*図面は4部提出すること
見積書		*写し可
収支予算書・収支報告書	様式 7-3	
その他申請に必要と認める書類		
全体設計承認通知書（様式 27）		*承認申請と同時に申請することができる
全体設計不承認通知書（様式 28）		
全体設計変更承認申請書（様式 29）		
全体設計承認申請額内訳書	様式 26-2	
事業計画承認通知書の写し 補助金交付決定通知書の写し 全体設計承認通知書の写し 事業計画変更等承認通知書の写し 補助金交付変更承認通知書の写し 全体設計変更承認通知書の写し		(※1)
全体設計変更承認に必要な書類等（図面及び補助対象部分分かるもの等）		*図面は4部提出すること

	見積書		*写し可
	収支予算書・収支報告書	様式7-3	
	その他申請に必要と認める書類		
全体設計変更承認通知書（様式30）			

（注）大阪市からの通知書及び見積書を除き、『写し』とあるものについては全て原本照合を行います。

（注）公的な証明書については、原本照合を行った上で、写しを添付することを認めます。

（注）図面は原則A3又はA4とし、寸法等が分かるものとする。

（※1）申請、届出及び報告の内容に応じて添付すること。